

秋田県告示第 1 4 8 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

令和 7 年 3 月 25 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
令和 7 年 3 月 5 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社ウェルスチール信和
大館市釈迦内字山神台47番地 1
代表取締役 高 坂 和 喜
秋田県知事許可（般 - 5 ）第100112号
- 3 処分の内容
大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和 7 年 3 月 5 日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 5 号に該当する。